



三重県公報

平成13年1月12日(金)

第1231号

毎週火・金曜日発行

目次

告示

- 生活課関係補助金交付要綱の一部改正……………(生活課) 1
- 公有水面埋立免許の出願及びその関係書類の縦覧……………(漁業振興課) 2
- 同伴……………(同) 3
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………(下水道課) 4

選管告示

- 三重海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………(選挙管理委員会) 5
- 不在者投票のできる施設の指定の一部改正……………(同) 5
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出……………(同) 5
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出……………(同) 6
- 政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨の公表……………(同) 6
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定並びに異動及び指定の取消しの届出……………(同) 7

監査委員公表

- 監査結果の公表……………(監査委員) 7

公告

- 平成12年度行政書士試験の合格者……………(政策評価推進課) 13
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出……………(農業基盤整備課) 14
- 土地改良区役員の就任の届出……………(同) 14
- 換地計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧……………(同) 15
- 同伴……………(同) 15
- 同伴……………(同) 15
- 換地計画認可申請を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧……………(同) 15
- 一般競争入札を行う旨……………(消防防災課) 16
- 基本測量が終了した旨の通知……………(監理課) 17
- 屋外広告物沿道景観地区基本方針及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準案の縦覧……………(都市計画課) 17
- 同伴……………(同) 19
- 県営住宅の入居希望者の募集……………(建築住宅課) 22
- 一般競争入札を行う旨……………(出納局) 23
- 同伴……………(教育委員会) 24

特定調達公告

- 一般競争入札を行う旨……………(教育委員会) 26

正誤

- 平成12年12月26日付け三重県公報号外……………(医療政策課) 28

告示

三重県告示第12号

生活課関係補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成13年1月12日

三重県知事 北川 正 恭

生活課関係補助金交付要綱の一部を改正する告示

生活課関係補助金交付要綱（平成10年三重県告示第238号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

生活課関係補助金等交付要綱

第1条の見出し中「補助金」を「補助金等」に改め、同条中「生活課関係補助金」を「生活課関係補助金等」に改める。

第3条中「生活課関係補助金」を「生活課関係補助金等」に、「補助金」を「補助金等」に改める。

第4条中「生活課関係補助金」を「生活課関係補助金等」に、「その他補助金」を「その他補助金等」に改める。

別表1区分の項中「補助金」を「補助金等」に改め、同表に次のように加える。

11	消費生活情報 体制整備事業 交付金	消費生活の安定及び 向上を図る。	市町村が行う次に掲げる事業に要 する経費 (1) 消費生活地域ネットワーク整 備事業 (2) 消費者IT普及推進事業	別に定める。	市町村
----	-------------------------	---------------------	--	--------	-----

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の生活課関係補助金等交付要綱の規定は、平成12年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第13号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて、次のとおり免許の出願がありました。

なお、当該出願に係る関係書類は、平成13年1月12日から同年2月2日まで三重県農林水産商工部漁業振興課及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。

平成13年1月12日

三重県知事 北川 正 恭

1 出願の年月日

平成12年12月15日

2 出願者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

出願者

津市広明町13番地

三重県

代表者

津市観音寺町446番20

三重県知事 北川 正恭

3 埋立区域

(1) 位置

鳥羽市神島町字東山244番4、及び字乾193番1に面する平成9年8月1日付け三重県指令漁整第1号の免許に係る埋立ての埋立区域の地先公有水面。

(2) 区域（角度は、真北方位とする。）

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成9年8月1日付け三重県指令漁整第1号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（DL+2.039mにより決定）により囲まれた区域。

の地点 神島港北防波堤灯台（北緯34度32分48.3秒、東経136度58部44.0秒）から57度30分388.2mの地点

の地点 の地点から235度00分100.0mの地点

の地点 の地点から145度00分 36.3mの地点

の地点 の地点から257度30分148.4mの地点

の地点 の地点から325度00分 0.1mの地点

の地点 の地点から 55度00分237.0mの地点

(3) 面積

5,963.37m²

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

鳥羽市神島町字東山244番4、及び字乾193番1に面する平成9年8月1日付け三重県指令漁整第1号の免許に係る埋立ての埋立区域の地先公有水面。

(2) 区域 (角度は、真北方位とする。)

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点とHの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域。

㊸の地点 神島港北防波堤灯台 (北緯34度32分48.3秒、東経136度58分44.0秒) から56度30分88.2mの地点

㊹の地点 ㊸の地点から325度00分 76.0mの地点

㊺の地点 ㊹の地点から 55度00分330.0mの地点

㊻の地点 ㊺の地点から145度00分180.0mの地点

㊼の地点 ㊻の地点から235度00分 80.0mの地点

㊽の地点 ㊼の地点から256度15分 80.0mの地点

㊾の地点 ㊽の地点から305度15分 35.0mの地点

Hの地点 ㊾の地点から257度30分110.0mの地点

(3) 面積

42,905.59m²

5 埋立地の用途

護岸敷、岸壁敷、道路用地、漁港施設用地

三重県告示第14号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて、次のとおり免許の出願がありました。

なお、当該出願に係る関係書類は、平成13年1月12日から同年2月2日まで三重県農林水産商工部漁業振興課及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。

平成13年1月12日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

1 出願の年月日

平成12年11月9日

2 出願者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

出願者

鳥羽市鳥羽3丁目1番1号

鳥羽市

代表者

鳥羽市高丘町11番34号

鳥羽市長 井村 均

3 埋立区域

(1) 位置

鳥羽市答志町字碁石濱1410番1に隣接する防波堤の一部及び地先公有水面、昭和63年7月1日付け三重県指令漁港第2-10号の免許に係る埋立ての埋立区域前面の公有水面

(2) 区域 (角度は、真北方位とする。)

次の地点のうち、の地点から の地点を順次に結んだ線、 の地点から の地点を結ぶ昭和63年7月1日付け三重県指令漁港第2-10号の免許に係る埋立ての埋立区域との境界線 (DL + 2.039m) により囲まれた区域。

の地点 答志港南防波堤灯台 (北緯34度31分42秒、東経136度54分27秒) から312度00分327.0mの地点

の地点 の地点から149度00分67.5mの地点

の地点 の地点から239度00分 6.0mの地点

の地点 の地点から247度30分73.7mの地点

の地点 の地点から337度30分30.7mの地点

の地点 の地点から247度30分 6.2mの地点

- の地点 の地点から337度30分 6.0mの地点
- の地点 の地点から 67度30分 3.0mの地点
- の地点 の地点から337度30分 8.8mの地点
- の地点 の地点から 62度30分24.6mの地点
- の地点 の地点から 62度30分26.4mの地点
- の地点 の地点から 59度00分 3.5mの地点
- の地点 の地点から 50度30分 3.9mの地点
- の地点 の地点から 41度30分 3.8mの地点
- の地点 の地点から 33度30分 4.3mの地点
- の地点 の地点から 24度30分 3.9mの地点
- の地点 の地点から 15度00分 4.8mの地点
- の地点 の地点から 5度00分 3.9mの地点

(3) 面積
3,891.07㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

鳥羽市答志町字碁石濱1410番1の一部及び隣接する防波堤、昭和63年7月1日付け三重県指令漁港第2-10号の免許に係る埋立ての埋立区域の一部及び前面の公有水面

(2) 区域 (角度は、真北方位とする。)

次の各地点を順次に結んだ線、及び㊤の地点とHの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ㊤の地点 答志港南防波堤灯台 (北緯34度31分42秒、東経136度54分27秒) から312度30分337.5mの地点
- ㊦の地点 ㊤の地点から 59度00分 49.7mの地点
- ㊧の地点 ㊦の地点から149度00分116.9mの地点
- ㊨の地点 ㊧の地点から247度30分142.8mの地点
- ㊩の地点 ㊨の地点から337度30分 79.1mの地点
- ㊪の地点 ㊩の地点から 62度30分 56.2mの地点
- ㊫の地点 ㊪の地点から 50度00分 11.9mの地点
- Hの地点 ㊫の地点から 11度30分 12.1mの地点

(3) 面積
12,913.35㎡

5 埋立地の用途

- 護岸敷
- 岸壁敷
- 漁港施設用地

三重県告示第15号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可します。

平成13年1月12日

三重県知事 北 川 正 恭

1 施行者の名称

津市

2 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画下水道事業
上浜都市下水路

3 事業施行の期間

昭和45年12月25日から平成19年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和45年三重県告示第903号、昭和50年三重県告示第200号、昭和57年三重県告示第137号、昭和63年三重県告示第172号、平成4年三重県告示第516号及び平成7年三重県告示第558号の事業地のうち、津市羽所町、栄町四丁目及び上浜一丁目地内において事業地を変更する。

選管告示

三重県選挙管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による三重海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示します。

平成12年三重県選挙管理委員会告示第1号は廃止します。

平成13年1月12日

三重県選挙管理委員会委員長 田中克己

3分の1の数 7,205人

三重県選挙管理委員会告示第2号

不在者投票のできる施設の指定（昭和54年三重県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正します。

平成13年1月12日

三重県選挙管理委員会委員長 田中克己

老人ホームの項中

「四日市市大字日永5039番地 四日市日永病院」を
「四日市市大字日永5039番地 総合心療センターひなが」に改める。

三重県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項及び第7条の規定による政治団体の届出がありました。

平成13年1月12日

三重県選挙管理委員会委員長 田中克己

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
みえ政経フォーラム	田中俊行	山口久喜	四日市市日永5-11-5	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	異動事項	新	旧	備考
公明党三重第二総支部	主たる事務所の所在地	鈴鹿市南旭が丘2-11-14	四日市市采女町1662-5	政党
公明党三重第二総支部	代表者	高橋亨	益田力	政党
公明党三重第二総支部	会計責任者	益田力	高橋亨	政党
公明党三重第三総支部	主たる事務所の所在地	四日市市大字茂福242-8	桑名市尾野山58	政党
公明党三重第三総支部	代表者	伊藤修一	竹石正徳	政党
公明党三重第三総支部	会計責任者	竹石正徳	伊藤修一	政党
公明党三重第四総支部	主たる事務所の所在地	松阪市山室町3188-10	久居市新町1088-1	政党
公明党三重第四総支部	代表者	西村友志	井端幸郎	政党
公明党三重第四総支部	会計責任者	森上正	西村友志	政党
公明党三重第五総支部	主たる事務所の所在地	尾鷲市光ヶ丘5-32	鳥羽市船津町519	政党
公明党三重第五総支部	代表者	與谷公孝	高橋信夫	政党
公明党三重第五総支部	会計責任者	大西正隆	與谷公孝	政党

民主党三重県第2区総支部	主たる事務所の所在地	鈴鹿市国分町453-7	鈴鹿市神戸1-10-7	政党
民主党三重県第2区総支部	会計責任者	小林 薫	谷口行立	政党
C O M E T	主たる事務所の所在地	鈴鹿市国分町453-7	鈴鹿市神戸1-10-7	
C O M E T	会計責任者	小林 薫	谷口行立	
新 政 会	主たる事務所の所在地	鈴鹿市国分町453-7	鈴鹿市神戸1-10-7	
政治結社伊勢神威塾	名 称	政治結社伊勢神威塾	伊勢神威塾	
中川正春後援会	主たる事務所の所在地	鈴鹿市国分町453-7	鈴鹿市神戸1-10-7	
永田正巳後援会	代 表 者	栗本 誠	藤田利之	
まさし会	名 称	まさし会	まさし夢倶楽部	
まさし会	代 表 者	井村正史	佐野貴信	
まさし会	会計責任者	斉木靖子	小寺千香子	
山田のぶひろ後援会	名 称	山田のぶひろ後援会	山田信博後援会	
四四やったる会	主たる事務所の所在地	鈴鹿市国分町453-7	鈴鹿市神戸1-10-7	

三重県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありました。
平成13年1月12日

政治団体の名称	解散年月日	備 考
田中としゆき君を育てる会（あしたの会）	平成12年12月7日	
平田雄之助後援会	平成12年3月31日	

三重県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表します。
平成13年1月12日

田中としゆき君を育てる会（あしたの会）		三重県選挙管理委員会委員長 田 中 克 己
資金管理団体の届出をした者の氏名		田中 俊行
資金管理団体の届出に係る公職の種類		県議会議員
報告年月日	平成12年12月7日	
1 収入総額		6,999,061円
前年繰越額		6,999,061円
2 支出総額		6,999,061円
3 差引額		0円
4 支出の内訳		
政治活動費		6,999,061円
寄附・交付金		6,999,061円
平田雄之助後援会		
報告年月日	平成12年4月5日	
1 収入総額		126,658円
前年繰越額		126,658円
2 支出総額		0円

3 差引額 126,658円

三重県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出及び同条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出及び資金管理団体の指定の取消しの届出がありました。

平成13年1月12日

三重県選挙管理委員会委員長 田中克己

1 資金管理団体の指定

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
田中俊行	県議会議員	みえ政経フォーラム	四日市市日永5-11-5	田中俊行

2 資金管理団体の異動

届出をした者の氏名	異動事項	新	旧	備考
中川正春	主たる事務所の所在地	鈴鹿市国分町453-7	鈴鹿市神戸1-10-7	
山田信博	名称	山田のぶひろ後援会	山田信博後援会	

3 資金管理団体の指定の取消し

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
田中俊行	県議会議員	田中としゆき君を育てる会(あしたの会)	四日市市日永5-11-5	田中俊行

監査委員公表

監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく、森本健一請求人の請求に係る監査を次のとおり執行しましたので、同条第3項の規定によりその結果を公表します。

平成13年1月12日

三重県監査委員 島本暢夫
同 恒藤則行
同 川端治夫

第1 監査の請求

平成12年11月2日

三重県監査委員 御中

請求人

住所 三重県松阪市松ヶ島町5-11
氏名 森本健一

三重県知事に関する(住民監査)措置請求の要旨

[県] 包括外部監査契約違法締結

三重県知事が公認会計士山下義夫と交わした平成11年度並びに12年度包括外部監査契約は、地方自治法第252条の28第1項二「公認会計士」、同252条の36第1項「一の者」、同252条の28第3項十一「主として同一の行為をする法人の無限責任社員」、同252条の29「直接の利害関係のある事件」並びに包括外部監査契約第4条当該通知事務に抵触する違法契約であるので、地方自治法第242条第1項に定める実態調査、契約破棄、関連刑事告発、損害賠償請求等につき必要な措置を講じられます様、要請致します。

この違法事実を証する書面は、平成12年9月16日付調査依頼、平成12年9月25日刑事告発、平成12年10月5日政評第249号関連質問と、この請求に添付する当該違法性を証する書面と致します。なお、これ等の書面中、百五銀行の議会工作・謀報活動に現職副知事・議員等が関与する事項については、県政・議会の公平性から看過し得ないので、貴監査委員に置かれましては任意に調査し必要な措置を講じられます様期待致します。

また、この請求に係る当面の直接請求は当該契約破棄、関連刑事告発、当該契約金額の返還請求に止まるが、

監査・裁判等に要する費用や不適合監査による得べかりし利益喪失、県政遅滞生ぜしむる被害額等、現時点においては推定困難を伴う直間被害額と県政名誉回復慰謝料等については後日の監査請求内容と致します。

第2 請求の受理

本請求は、平成12年11月3日に收受し、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第3 請求人の陳述等

平成12年11月28日、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

第4 監査の実施

平成12年11月16日及び同年12月7日に三重県総務局政策評価推進課の監査を実施し、同年11月28日に同課の関係者から事情聴取を行った。

第5 関係人の調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、平成12年12月3日に、山下公認会計士並びに同公認会計士が代表社員を務める監査法人及び日本公認会計士協会東海会の関係者に対して聴取調査を行った。

第6 監査委員の退任

小川益司監査委員は、平成13年1月10日退任した。

第7 監査の結果

上記の住民監査請求について、監査した結果を次のとおり請求人あて通知した。

監査第193号
平成12年12月28日

森本健一様

三重県監査委員	小	川	益	司
	同	島	本	暢
	同	恒	藤	則
	同	川	端	治

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

平成12年11月2日付けで提出され、同月3日に收受した住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第3項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

記

第1 監査等の実施

1 監査請求の趣旨

住民監査請求の対象範囲は、地方自治法第242条第1項の規定により、地方公共団体の執行機関又は職員に係る違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限られている。

本件監査請求の趣旨については、この法の趣旨を前提に、措置請求書及び事実証明書に記載されている事項並びに請求人陳述の内容を勘案して、次のとおりと理解した。

(1) 三重県知事（以下「知事」という。）が山下公認会計士（以下「本件会計士」という。）と締結した平成11年度包括外部監査契約及び同12年度包括外部監査契約（以下「本件包括外部監査契約」という。）は、次の理由で違法である。

ア 包括外部監査人には、独立性が求められる。本件会計士は、その所属する監査法人（以下「所属監査法人」という。）の代表社員であって、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の22第2項の規定で準用される商法（明治32年法律第48号）第72条の規定により所属監査法人の社員全員の意思に拘束され、また、公認会計士法第34条の22第3項の規定で準用される商法第80条の規定により所属監査法人の債務につき連帯無限責任を負うから、精神的及び物的・経済的に完全独立な「一の者」としての「公認会計士」たり得ず、地方自治法第252条の28第1項第2号及び同法第252条の36第1項の規定に抵触する。

イ 所属監査法人の他の代表社員が財団法人三重県文化振興事業団（以下「文化振興事業団」という。）等三重県（以下「県」という。）が出資する法人（以下「県出資法人」という。）の監事等を務め、また、所属監査法人が県出資法人である株式会社三重県松阪食肉公社（以下「松阪食肉公社」という。）等の会計監査を実施しているから、所属監査法人の代表社員を務める本件会計士及び関係代表社員は、地方自治法第252条の28第3項第11号に外部監査契約を締結してはならない者として規定される「主として同一の行為をする法人の無限責任社員」に該当する。

ウ 所属監査法人が会計監査を行っている株式会社百五銀行（以下「本件銀行」という。）と所属監査法

人の他の代表社員が監事を務める文化振興事業団との間には当該銀行の頭取が文化振興事業団副理事長を務めるなどの関係があるから、本件銀行と文化振興事業団の双方に関わる事件は、所属監査法人の代表社員である本件会計士及び関係代表社員について、地方自治法第252条の29に規定する「自己の従事する業務に直接の利害関係のある事件」に該当する。それにもかかわらず、本件会計士は県と締結した包括外部監査契約書第4条の規定に基づく県に対する利害関係の通知義務を怠っている。

エ 本件会計士は、上記イのとおり「主として同一の行為をする法人の無限責任社員」に当たるにもかかわらず、本件包括外部監査契約締結前に県に提出した三重県包括外部監査人候補者の経歴及び意向確認書（以下「経歴・意向確認書」という。）の中で、その旨を明らかにせず、また、個人としての監査実績を記すべき同書類の監査実務経験欄に監査法人の一員として関わった監査の実績を記載するなど虚偽の申告をしているから、このような虚偽内容を含む経歴・意向確認書に基づく本件包括外部監査契約は違法である。

オ 本件会計士が包括外部監査人として行った平成11年度の包括外部監査契約による監査（以下「包括外部監査」という。）は、総花的かつ表面的で不十分なものであり、また、三重県総合文化センター、松阪食肉公社等運営面で大きな問題が存するものの所属監査法人等と関わりのある事項について、意図的に監査対象から除外しているから、違法である。

カ 日本公認会計士協会東海会三重県会（以下「三重県会」という。）では、県からの包括外部監査人候補者の推薦依頼に対応するため、業界団体内規である三重県外部監査人推薦内規を制定し、談合により候補者の選考を行っているから、県がそのような候補者の中から選任した者と締結した本件包括外部監査契約は違法である。

(2) よって、平成11年度包括外部監査に係る委託料の返還請求、平成12年度包括外部監査契約の破棄等必要な措置を講ずることを求める。

2 監査対象事項

監査対象事項については、「本件包括外部監査契約は、地方自治法第252条の28第3項等の規定に反するなど違法若しくは不当な契約に当たるか。また、委託料の支出は、不十分な監査の実施の事実などがあり、違法若しくは不当な公金の支出に当たるか。」とした。

なお、本件請求があったのは平成12年11月3日であり、同11年11月2日以前に行われた平成11年度包括外部監査契約の締結については、地方自治法第242条第2項に定める「当該行為のあった日又は終わった日から1年」の請求期間を既に経過しているが、その後の委託料支出の原因であり、合わせて監査の対象とした。

3 監査対象課所

平成12年11月16日及び同年12月7日に三重県総務局政策評価推進課の監査を実施し、同年11月28日に同課の関係者から事情聴取を行った。

4 関係人の調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、平成12年12月3日に本件会計士並びに所属監査法人及び日本公認会計士協会東海会（以下「東海会」という。）の関係者に対して聴取調査を行った。

第2 事実関係の調査

1 包括外部監査契約に基づく監査

(1) 包括外部監査制度

外部監査制度は、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性を強化し、同機能に対する住民の信頼を高める趣旨から、平成9年6月の地方自治法の改正により導入された制度であり、都道府県は、改正後の地方自治法第252条の36等の規定により、平成11年度以降、毎年度、必ず、弁護士、公認会計士等の専門家1人と包括外部監査契約を締結し、その監査を受けなければならないこととなった。

県は、平成10年12月に三重県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成10年三重県条例第48号。以下「県外部監査条例」という。）を制定し、平成11年度から包括外部監査を実施している。

県の包括外部監査人は、地方自治法第252条の37及び県外部監査条例第2条の規定により、県の財務に関する事務の執行及び水道事業、病院事業等県が経営する事業の管理のうち必要と認める特定の事件並びに県が出資等を行う団体の出納その他の事務の執行等で必要と認めるものについて監査するものとされている。

(2) 平成11年度包括外部監査

県は、平成11年1月25日付けで日本公認会計士協会（以下「会計士協会」という。）あてに複数の包括外部監査人候補者の推薦を依頼した。会計士協会からは、同月27日付け、東海会会長名で、本件会計士を

含む3名の公認会計士を候補者として推薦する旨の回答があった。

これを受けて県は、当該3候補者について選考を行い、経歴・意向確認書による審査及び候補者本人の面接によって、地方自治法第252条の28第3項に規定される外部監査契約を締結できない者に該当しないかどうかを確認し、監査実績、契約締結後の監査体制の確保の確実性等を総合的に検討したうえで、本件会計士を包括外部監査人とすることとした。そして、知事は、三重県監査委員（以下「県監査委員」という。）の意見を聞き、三重県議会（以下「県議会」という。）の議決を経たのち、平成11年4月1日付けで本件会計士と平成11年度包括外部監査契約を締結した。

平成11年度包括外部監査契約は、契約期間については平成11年4月1日から同12年3月31日までとし、委託料（監査費用）については21,727,000円を上限とするものであった。なお、委託料の積算は、会計士協会の公認会計士報酬規定に定める報酬額を参考として行われ、県は、基本費用3,900,000円並びに17,827,000円を上限とする執務費用及び旅費の実費を支払うこととなっていた。

包括外部監査人となった本件会計士は、平成11年度に監査を行う事件として、「財政的援助団体の財務事務等について」、「健康福祉部療育施設の財務に関する事務の執行」、「旅費、交際費、食糧費の事務の執行」及び「教育委員会養護学校の財務に関する事務の執行」の4件を選定し、公認会計士4名及び弁護士1名からなる補助人体制を整えたうえで、監査を行い、平成12年2月28日に包括外部監査の結果に関する報告を行った。この報告は新聞等に取り上げられ、県出資法人の借入金未計上に関する指摘、県庁から周辺施設への出張に係る日当の支払いに関する指摘等について報道が行われた。

委託料について、県は、包括外部監査人等の執務実績、旅行実績、監査結果報告等を確認したうえで、平成11年9月、同年12月及び監査結果報告後の平成12年3月の3回に分けて契約上の上限額である合計21,727,000円を支払っていた。なお、本件会計士からの実績報告額は上限額を990,579円上回るものとなっていた。

(3) 平成12年度包括外部監査

県は、平成11年度包括外部監査の実績を評価して、平成12年度も本件会計士と包括外部監査契約を結ぶこととし、県監査委員の意見を聞き、県議会の議決を経たのち、平成12年4月1日付けで、契約期間については平成12年4月1日から同13年3月31日までとし、委託料については21,727,000円を上限とする包括外部監査契約を締結した。

包括外部監査人となった本件会計士は、平成12年度に監査を行う事件として、「県が有する公有財産の管理事務」、「県土整備部の契約事務とその運用状況」、「教育委員会の情報教育事業費及び総合教育センターの財務事務の執行について」、「印刷物について」の4件を選定し、公認会計士4名及び弁護士1名からなる補助人体制を整えたうえで、監査を行っている。

委託料については、平成12年8月に第1回の支払い（7,021,499円）が行われている。

2 関係人

(1) 会計士協会

会計士協会が包括外部監査制度の導入への対応を進めるなか、三重県会では、平成10年秋頃から、県の包括外部監査人推薦依頼があった場合に備えて、その候補者の募集、選考等の作業を行っていた。

三重県会における包括外部監査人候補者の選考は、東海会の他県会と同様、内部の業務推薦委員会において行われ、応募・推薦のあった10名のなかから5名を候補者とすることとし、この結果は平成11年1月23日の新年総会で会員に発表され、その了承を受けていた。なお、三重県会では「三重県外部監査人推薦内規」を平成11年6月28日の総会において制定し、同年4月1日から適用していた。

平成11年1月25日付けで県から包括外部監査人候補者推薦の依頼があると、会計士協会は、同月27日、三重県会内で選考された5名のうち経歴・意向確認書の提出のあった、本件会計士を含む3名を、東海会会長名で県に対して推薦した。

(2) 本件会計士

本件会計士は、平成8年7月に所属監査法人の代表社員となり、また、東海会幹事及び三重県会会長も務めている。平成11年4月からは、県業務を受託している県出資法人である財団法人三重県建設技術センター（以下「建設技術センター」という。）の評議員を務めている。

本件会計士は、自己が地方自治法第252条の28第3項各号に掲げられた外部監査契約を締結できない者には該当しないことを、県に提出した経歴・意向確認書において明らかにしていた。県はこれに基づき本件会計士が当該条項に該当しないことを確認していたが、本件監査請求に係る調査によっても、当該条項に該当する事実は確認できなかった。

また、本件会計士について地方自治法第252条の29の規定により監査の制限を受ける特定の事件等がある場合には、包括外部監査契約書第4条の規定により、県と相互に情報提供をしなければならないこととなっているが、本件会計士及び県は、相互に、該当事実はないと理解しており、平成11年度包括外部監査結果報告書においても、本件会計士は、外部監査人として利害関係事件のなかったことを明らかにしていた。また、本件監査請求に係る調査によっても、本件包括外部監査の監査事件及び監査対象事項若しくは対象箇所について、同条の規定に抵触する事実は認められなかった。

(3) 所属監査法人

所属監査法人について、県に対する請負、委託等の事実は認められなかった。

所属監査法人の社員である他の公認会計士が個人として監事等を務める県出資法人としては、文化振興事業団等がある。また、文化振興事業団については、県からの受託業務が主要な業務となっている。

所属監査法人が会計監査を行う県出資法人としては、松阪食肉公社等がある。また、県の指定金融機関である本件銀行についても、所属監査法人が会計監査を行っている。

第3 監査委員の判断

1 結論

請求人の陳述、関係課の監査、関係人の調査等から総合的に判断すると、本件包括外部監査契約は違法若しくは不当な契約に当たると認められず、また、本件包括外部監査に係る委託料の支出も、違法若しくは不当な公金の支出に当たるとは認められないことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

したがって、本請求については、これを棄却する。

2 結論に至った理由

(1) 本件包括外部監査契約に係る県の包括外部監査人の選任、契約の締結、履行及び検収並びに委託料の支払いの手続きは、地方自治法、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）等の法令の規定に従い適正に行われていた。

(2) 請求人は、本件会計士が、地方自治法第252条の28第1項第2号の「公認会計士」及び同法第252条の36の「一の者」の規定に抵触すると主張している。

しかし、地方自治法第252条の28第1項には「普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者」は「次の各号に該当するものとする。」と規定され、同項第2号に「公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）」が掲げられているが、本件会計士は言うまでもなく公認会計士なのだから、同項の規定に抵触するとは認められない。

また、知事が包括外部監査契約を締結しているのは、所属監査法人ではなく、個人としての本件会計士一人なのであるから、毎会計年度包括外部監査契約を「一の者」と締結しなければならないとする同法第252条の36の規定に抵触するとも認められない。

なお、請求人は、監査法人の社員である公認会計士が包括外部監査人になることについては、公認会計士法において準用される商法第72条及び第80条の規定に照らして、独立性の面で問題があるという。

しかし、公認会計士法において準用される商法第72条の規定の趣旨は、監査法人が定款記載目的の範囲外の行為を行う場合には社員全員の同意が必要であるということであって、監査法人の社員が公認会計士である個人として可能な業務を行うことについて、なんら制限を加えるものではない。

監査法人の社員である公認会計士が外部監査人となることについては、公認会計士法第34条の14に定められる競業禁止に抵触しないかどうかの検討が必要であるとも考えられるが、地方公共団体の外部監査は、公認会計士法第2条第1項に規定される業務とは別の業務であるとされること、また、外部監査人となれるのは自然人であって、監査法人は外部監査を行うことができず、外部監査は外部監査人たる当該会計士が所属する監査法人の業務の範囲に属する業務とはなりえないことから、所属する監査法人との競業の問題は生じないものと判断される。

また、包括外部監査人に求められる独立性は、当該地方公共団体及び監査事件に対して独立性を保つことであって、公認会計士法において準用される商法第80条の規定により社員が監査法人の債務について連帯責任を負うことは、直接関係がなく、別の問題であると判断する。

なお、外部監査の実施にあたって求められる独立性については、地方自治法第252条の31第2項に、「外部監査人は、外部監査契約の履行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査をしなければならない。」と規定され、会計士協会が公表している「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン」にも「外部監査人は独立不羈の立場を守り、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。」「外部監査人は、その独立性に疑義を持たれるような態度や行動をとることのな

いよう、常に努めなければならない。」と規定されているが、本件会計士の本件包括外部監査の実施について、これらの規定に反するような事実を認めることはできなかった。

- (3) 請求人は、所属監査法人の他の代表社員が県出資法人である文化振興事業団の監事等を務め、また所属監査法人が県出資法人である松阪食肉公社等の会計監査を行っているから、本件会計士は、地方自治法第252条の28第3項第11号に外部監査契約を締結してはならないものとして規定される「主として同一の行為をする法人の無限責任社員」等に該当すると主張している。

しかし、地方自治法第252条の28第3項第11号が外部監査契約を締結してはならない者としているのは、県に対する請負、受託等が業務の主要な部分を占める法人の無限責任社員等であって、本件会計士の場合、無限責任社員等の役職にある法人は代表社員を務める所属監査法人のみであり、その所属監査法人が県に対して請負、受託等を行っていない以上、なんら同条項に違反するところは認められない。

なお、所属する監査法人の他の社員が個人として県出資法人の監事を務めている事実をもって、当該会計士本人が当該県出資法人の監事を務めることと同一であるとみなすことはできない。また、県と県出資法人とは別個の団体であり、所属する監査法人が県出資法人の会計監査を行う事実をもって、所属する監査法人が県そのものに対して請負等を行うことと同一であるとみなすこともできない。

さらに、本件会計士は、平成11年4月から、県業務を受託している県出資法人のひとつである建設技術センターの評議員を務めているが、建設技術センターの評議員会は理事等の選任、理事長の諮問に対する答申等を行う機関であって、評議員は法人運営に関わる役職ではないことから、地方自治法第252条の28第3項第11号に規定される無限責任社員等には該当しないものと判断される。また、建設技術センターは、総業務に占める県委託業務の割合が小さく、同号の「主として同一の行為をする法人」にも該当しないものと判断される。

- (4) 請求人は、本件銀行については所属監査法人が会計監査を行い、文化振興事業団については所属監査法人の他の代表社員である公認会計士が監事を務め、また本件銀行の頭取が文化振興事業団の副理事長を務めているという関係から、本件銀行と文化振興事業団双方に関係する事件は、所属監査法人の代表社員である本件会計士について、地方自治法第252条の29に規定される「自己の従事する業務に直接の利害関係のある事件」に該当すると主張し、本件会計士が本件包括外部監査契約書第4条に基づく県への情報提供を怠っていると主張している。

地方自治法第252条の29の規定の趣旨は、外部監査人は自己及びその一定範囲内の親族について間接的、反射的ではない直接的な利害関係がある事件を監査事件ないし監査対象事項としてはならないというものである。

本件請求において、請求人は、本件銀行と関わる文化振興事業団の業務を問題としているものと理解されるが、そのような業務は、本件包括外部監査の監査事件ないし監査対象事項には含まれていなかった。また、実際の本件包括外部監査の監査対象事件ないし監査対象事項についても、地方自治法第252条の29の規定に該当する事実は認められなかった。

なお、所属監査法人の代表社員である他の公認会計士が個人として監事を務める県出資法人の中には、平成11年度包括外部監査対象事件の「財政的援助団体の財務事務等について」の監査対象箇所となっているものもあったが、当該公認会計士個人が監事であることと本件会計士個人が包括外部監査人であることとの間に直接的な利害関係を認めることはできない。また、所属監査法人が会計監査を行っている県出資法人等で、本件包括外部監査の監査対象事項ないし監査対象箇所となっているものはなかった。

したがって、本件会計士が地方自治法第252条の29該当事項について、本件包括外部監査契約書第4条に基づく県への情報提供を怠ったとする事実も認められなかった。

- (5) 請求人は、陳述において、本件会計士の経歴・意向確認書には「主として同一の行為を行う法人の無限責任社員」の申告がないなど虚偽の記載があると主張している。

しかし、上記(3)のとおり、本件会計士は「主として同一の行為を行う法人の無限責任社員」には当たらないのだから、そのような申告がないのは当然である。

また、請求人は、本件会計士が経歴・意向確認書の監査実務経歴欄に本人の監査実績として所属監査法人において関わった監査の実績を記載していることが問題だと主張している。

しかし、監査法人に所属する公認会計士は、当該監査法人の責任者又は担当者として監査業務に関わるのであり、本件会計士が所属監査法人における監査実務経験を当該欄に記載することは、県も当然のこととして予期していたものであり、問題とすべきところはなかった。

さらに、請求人は、本件会計士の建設技術センター評議員就任の経緯、補助人体制確保の能力について

疑わしいところがあるとも主張している。

しかし、建設技術センター評議員については、平成11年4月の評議員会発足に当たり建設技術センター側からの依頼により、他の11名の評議員と同時に就任しているものであり、また、補助人体制についても、本件会計士は、現実に公認会計士4名、弁護士1名の専門家からなる補助人を確保し、的確に業務を執行していることから、いずれも、問題とすべきところはなかった。

以上のとおり、経歴・意向確認書に虚偽申告があるという請求人の主張については、なんら、そのような事実を認めることができなかった。

- (6) 請求人は、本件会計士が、松阪食肉公社等、所属監査法人等に関わりのある案件については意図的に監査対象から除外し、監査が不十分であると主張している。

しかし、包括外部監査は地方自治法第252条の37第1項に規定されているように、各年度の包括外部監査人が必要と認める特定の事件について行うのであって、本件包括外部監査における監査対象事件の選定も、本件会計士の選択に委ねられているのだから、その選定について、県として問題とすべきところは認められない。

実際、包括外部監査の対象範囲は地方公共団体の財務事務執行等極めて広範にわたり、各年度の包括外部監査人はその中から特定の監査事件を選定し、当該監査事件に係る該当箇所が多数ある場合は、さらに監査対象箇所を抽出したうえで監査を行うのであるから、特定の監査事件に該当する箇所であっても監査の対象になるものとならないものが生じる。

平成11年度包括外部監査対象事件の「財政的援助団体の財務事務等について」に関しても、包括外部監査人の必要性の判断により取捨選択が行われ、数多くの該当団体の中から8団体が選定されたのである。対象団体の中には所属監査法人の他の会計士が監事を務めるものも含まれており、その選択に、特定の団体を監査対象から除外する意図等を認めることはできなかった。

また、平成11年度包括外部監査の結果については、県及び県出資団体の事務執行の改善につながるいくつかの指摘を行うなど、包括外部監査契約にかなったものであると認められ、不十分であるとして問題としなければならないところは認められなかった。

- (7) 請求人は、三重県会内における外部監査人候補者推薦内規は業界団体内規として許されず、その選考過程にも談合があって違法であるから、そのような経過により推薦された候補者との包括外部監査契約の締結も違法であると主張している。

しかし、県は、包括外部監査人の選任に当たって、東海会から推薦を受けた者を、無条件にそのまま包括外部監査人候補者として適格としたのではなく、経歴・意向確認書による審査、面接等によって、県としてその適格性を確認したうえで、その中から、包括外部監査契約を締結するのに最も相応しいと認めた本件会計士と契約を行っているのであって、県の包括外部監査人選任及び包括外部監査契約手続について、なんら問題は認められなかった。

会計士協会の選考過程及び内規は、公認会計士法に基づき設置された会計士協会の内部の事柄であり、県として関与すべきものではない。

なお、東海会によれば、推薦内規により業務推薦委員会において包括外部監査人候補者の選出を行う三重県会の方法は、東海会所属各県会と同様の方法であるとのことであった。一般の業務推薦内規とは別に県外部監査人推薦内規を設けたのは三重県会だけであったが、これは、地方公共団体の財務事務執行、事業の経営管理その他行政運営に優れた識見を有する者であることが求められる外部監査人の候補者については、平成11年度以降、研修歴、監査実績等、特にその適格性について慎重に確認したうえで推薦を行うという趣旨によるものであり、平成11年6月の三重県会の総会において承認を得て、制定されていた。

- (8) 以上のとおり、本件包括外部監査契約に違法又は不当なところは認められず、本件会計士による本件包括外部監査も適正に行われていた。また、所定の手続きにより行われた委託料の支出についても、違法又は不当なところは認められなかった。

公 告

平成12年10月22日に実施された平成12年度行政書士試験の合格者は、次のとおりです。

平成13年1月12日

三重県知事 北 川 正 恭

「次」は省略し、合格者の受験番号は、平成13年1月15日から同月26日まで、三重県庁舎内の掲示板上に掲示し

ます。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から理事及び監事の退任及び就任の届出がありました。

平成13年1月12日

三重県知事 北 川 正 恭

員弁町板東溜土地改良区（員弁郡員弁町大字市之原1700番地の1）

退任理事

員弁郡員弁町市之原2473	水 谷 四子巳
“ “ “ 2180	水 貝 隆 之
“ “ “ 932	水 貝 真 一
“ “ 板東新田141 - 2	太 田 重 逸
“ “ 市之原2462	水 谷 重 徳

退任監事

員弁郡員弁町市之原893	奥 岡 初 男
“ “ “ 996	奥 岡 静 馬
“ “ “ 1711	渡 辺 高 之

就任理事

員弁郡員弁町市之原1700 - 1	渡 辺 実 生
“ “ “ 2455 - 1	水 谷 弘
“ “ “ 949	奥 岡 清 晴
“ “ 板東新田62 - 2	奥 岡 茂 之
“ “ 市之原393	奥 岡 洋 也

就任監事

員弁郡員弁町市之原893	奥 岡 初 男
“ “ 上笠田1968	太 田 新 治
“ “ 市之原933	奥 岡 征 司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から理事及び監事の就任の届出がありました。

平成13年1月12日

三重県知事 北 川 正 恭

三寺土地改良区（亀山市三寺町1721番地）

就任理事

亀山市三寺町1721番地	丸 橋 哲 雄
“ “ 96番地の1	臼 井 幸 一
“ “ 117番地	岩 間 喜 治
“ “ 1740番地	新 開 久 圭
“ “ 12番地	岩 間 修
“ “ 35番地	草 川 萬 亀 夫
“ “ 49番地	肥 田 岩 男
“ “ 1768番地	前 川 照 之
“ “ 1657番地	国 分 富 士 雄
“ “ 68番地の1	前 田 武 夫
“ “ 114番地	堤 孝 明
“ “ 141番地	岩 間 克
“ “ 310番地	伊 藤 昭 三
“ “ 161番地	臼 井 一 雄
“ 安知本町441番地	前 田 良 夫

就任監事

亀山市三寺町116番地
" " 294番地の2

岩間 優
岩間 義輝

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営ほ場整備事業上野北部地区第5換地区の換地計画を定めました。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成13年1月12日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成13年1月12日から同月31日まで
- 3 縦覧の場所
上野市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営畜産経営環境整備事業鈴亀地区観音沖1換地区の換地計画を定めました。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成13年1月12日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成13年1月12日から同月31日まで
- 3 縦覧の場所
関町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営ほ場整備事業安濃川右岸地区第5換地区の換地計画を定めました。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成13年1月12日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成13年1月12日から同月31日まで
- 3 縦覧の場所
安濃町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、団体営中山間地域総合整備事業（荻原地区（本田木屋団地））の換地計画認可申請は、適当と決定しました。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成13年1月12日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成13年1月12日から同月31日まで
- 3 縦覧の場所
宮川村役場

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成13年1月12日

三重県知事 北 川 正 恭

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
広域防災拠点備蓄倉庫資機材収納ラック 一式
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有するものとします。
- (3) 納入期限
平成13年3月21日（水）
- (4) 納入場所
広域防災拠点倉庫（三重県鈴鹿市石薬師町452：三重県消防学校隣接）

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」という。）第60条第3項の規定による入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 三重県の物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)に示す証明書等を平成13年1月24日（水）午後3時まで下記4の(1)の場所に提出してください。提出された証明書等を審査の結果、当該物品を入札することができるものと認められたものに限り、入札の参加対象者とします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 入札説明書（仕様書）に示す特質等を有することを示す機能証明書
- (2) 過去2箇年の間に国（公社及び公団を含む。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し納入した実績を示す証明書
- (3) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し

4 入札手続に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域振興部消防防災課総務・消防グループ 担当 渡辺、山本、石坂
電話 059-224-2181
- (2) 入札説明書（仕様書）の交付方法
平成13年1月12日（金）から同月19日（金）まで（土曜日、日曜日を除きます。）の午前8時30分から午後5時までの間に、4の(1)の場所及び4の(3)の日時に入札説明会場で配布します。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
日時 平成13年1月18日（木）午前10時30分
場所 三重県津市栄町一丁目954 三重県県民サービスセンター 5階 入札室
- (4) 入札の日時
日時 平成13年2月1日（木）午前10時30分
場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁 附属棟 S105会議室
- (5) 開札の日時及び場所
日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 4の(4)に同じとします。
- (6) 契約条項を示す場所
4の(1)に同じとします。
- (7) 入札方法等に関する事項
ア 入札は、本人又はその代理人が入札をするものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。

ウ 入札保証金

入札保証金は入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって規則第66条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他規則第72条各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 詳細は入札説明書によります。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、平成12年8月22日付け三重県公告に係る基本測量（精密水準測量）が平成12年12月20日に終了した旨、建設省国土地理院長から通知がありました。

平成13年1月12日

三重県知事 北 川 正 恭

作業地域

四日市市、桑名市、桑名郡長島町及び三重郡朝日町

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号）第8条の2第1項の規定により、屋外広告物沿道景観地区基本方針及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準を定めたいので同条第5項の規定により、次のとおり当該案を縦覧に供します。

なお、当該案について、当該地区内の住民及び当該地区内において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、縦覧期間満了の日までに、三重県知事に意見書を提出することができます。

平成13年1月12日

三重県知事 北 川 正 恭

1 屋外広告物沿道景観地区の名称（案）

紀北景観地区

2 屋外広告物沿道景観地区の区域（案）

国道42号の大内山村と紀伊長島町との境から尾鷲市と熊野市との境まで（道路端から100メートル。ただし、家屋連担地域は、30メートルの区域内とします。）

3 屋外広告物沿道景観地区基本方針（案）の概要

(1) 基本構想

本県は、山々や海、川など県土の1/3以上を占める自然公園に象徴されるように、豊かな自然に恵まれ、全国に誇れる美しい景観をかたちづくっています。また、山あいの集落や海沿いの漁村などでは、田園風景など自然のなかに人々の営みがうかがえ、特色ある景観が作り出されています。

東紀州地域は熊野灘や紀伊山地など、海や山々の美しい自然景観に恵まれており、その一部は吉野熊野国

立公園として指定されています。これから得られる美しい景観は、県民はもちろんのこと、観光などで本県を訪れる人々にとっても貴重な資源です。

平成12年2月に策定された尾鷲生活創造圏ビジョンでは、基本テーマ「集客交流による地域の活性化」とし、基本目標を「魅力ある集客交流圏づくり」としています。そして、基本目標を実現するために9つの「取り組みの方向」を設定し、住民と行政の協働により尾鷲生活創造圏づくりを推進しています。

尾鷲生活創造圏が目指すのは、訪れた人の心を癒す地域です。地域にある海、山、川の豊かな自然、熊野古道に代表される歴史・文化的遺産等の地域資源を最大限に活用した体験型の「集客交流」を目指しています。それには、そこに暮らす人々、訪れる人々に対し、癒しを与える美しい景観を提供することは大切なことのひとつです。

このため、尾鷲生活創造圏の自然環境と風景を損なうことのないよう、その特性を醸し出す広告景観を創出するため、屋外広告物について、形状、色彩等の規制及び指導等を行うものです。

(2) 基本的事項

ア 屋外広告物は、景勝地の雰囲気や阻害するものでないこと。

イ 屋外広告物の大きさは、必要な範囲において最小であること。

ウ 屋外広告物の色彩及びデザインは、それぞれの地域性を尊重したものとすること。

4 屋外広告物沿道景観地区掲出基準(案)の概要

(1) 美観風致維持基準

この基準は、三重県屋外広告物条例(昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。)第8条の2第3項第1号の規定により定め、次のものについては、同条例施行規則(昭和41年三重県規則第59号)別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。

ア 禁止地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の5分の1以下

(イ) 屋上広告 一面の表示面積は、15平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ5メートル以下

(ウ) 広告板 表示面積は、一面につき10平方メートル以下

(エ) 広告塔 表示面積は、一面につき5平方メートル以下

(オ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下

カ のぼり、旗 禁止(条例第6条第3項第1号に掲げる広告物から、のぼり、旗は除くこととします。)

イ 許可地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の3分の1以下

(イ) 屋上広告 一面の表示面積は、25平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの2分の1以下かつ10メートル以下

(ウ) 広告板 表示面積は、一面につき25平方メートル以下

(エ) 広告塔 表示面積は、一面につき12.5平方メートル以下

(オ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下

カ のぼり、旗 禁止(条例第6条第3項第1号に掲げる広告物から、のぼり、旗は除くこととします。)

ウ 許可地域の一般広告物

(ア) 壁面広告 表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下
表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ります。
地は緑色、文字等は白色に限ります。

(イ) 突出広告 同上

(ウ) 屋上広告 同上

(エ) 広告板 同上

ただし、道路管理者の許可を受けて、道路上に道路標識の様式に準じ設置されたものはこの限りではありません。

(オ) 広告塔 同上

カ サイン・ポール 同上

キ のぼり、旗 禁止

エ 禁止地域の管理広告

表示面積は、一面につき3平方メートル以下

のぼり、旗の使用は認めません。(条例第6条第3項第2号に掲げる広告物から、のぼり、旗は除くこととします。)

(2) 景観形成指導基準

この基準は、条例第8条の2第3項第2号の規定により定めるもので、条例第8条の3第4項により尊重しなければなりません。

ア 広告物の共通基準

- (ア) 野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等低花木の植栽を施すこと。
- (イ) 広告面の色彩は、無彩色及び3色程度とし、補色を極力避けること。
- (ウ) 広告物表示面に、地場産品の素材等をできる限り使用すること。
- (エ) 識別性の高い色彩を使用する場合は、明度及び彩度を下げること。

イ 禁止地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の10分の1以下
- (イ) 屋上広告 一面の表示面積は、10平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの4分の1以下かつ5メートル以下
- (ウ) 広告板 表示面積は、一面につき5平方メートル以下
- (エ) 広告塔 表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下
- (オ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

ウ 許可地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の5分の1以下
- (イ) 屋上広告 一面の表示面積は、20平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ10メートル以下
- (ウ) 広告板 表示面積は、一面につき10平方メートル以下
- (エ) 広告塔 表示面積は、一面につき5平方メートル以下
- (オ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

エ 禁止地域の管理広告

表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

オ 国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体による公共的目的広告物

景観形成指導基準または美観風致維持基準に準ずること。

5 縦覧期間

平成13年1月12日から同月26日まで(土曜日及び日曜日は除く。)

6 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

7 縦覧場所

津市広明町13番地 三重県土整備部都市計画課
尾鷲市坂場西町1番1号 三重県紀北県民局建設部
尾鷲市中央町10-43 尾鷲市建設課
紀伊長島町長島2141 紀伊長島町建設課
海山町大字相賀495-8 海山町企画課

三重県屋外広告物条例(昭和41年三重県条例第45号)第8条の2第1項の規定により、屋外広告物沿道景観地区基本方針及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準を定めたいので同条第5項の規定により、次のとおり当該案を縦覧に供します。

なお、当該案について、当該地区内の住民及び当該地区内において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、縦覧期間満了の日までに、三重県知事に意見書を提出することができます。

平成13年1月12日

三重県知事 北川 正 恭

1 屋外広告物沿道景観地区の名称(案)

紀南景観地区

2 屋外広告物沿道景観地区の区域(案)

国道42号の尾鷲市と熊野市の境から和歌山県境まで(道路端から100メートル。ただし、家屋連担地域は、

30メートルの区域内とします。)

3 屋外広告物沿道景観地区基本方針(案)の概要

(1) 基本構想

本県は、山々や海、川など県土の1/3以上を占める自然公園に象徴されるように、豊かな自然に恵まれ、全国に誇れる美しい景観をかたちづくっています。また、山あいの集落や海沿いの漁村などでは、田園風景など自然のなかに人々の営みがうかがえ、特色ある景観が作り出されています。

東紀州地域は熊野灘や紀伊山地など、海や山々の美しい自然景観に恵まれており、その一部は吉野熊野国立公園として指定されています。これらから得られる美しい景観は、県民はもちろんのこと、観光などで本県を訪れる人々にとっても貴重な資源です。

平成12年1月に策定された熊野生活創造圏ビジョンではビジョンのテーマを「癒しとふれあいのまちづくり」と定めています。そして、それに基づき6つの目標を定め、12本の重点事項について具体的な取り組みへと展開しています。

熊野生活創造圏が目指すのは、誰もが住み続けたいと思うような魅力ある地域です。この地域は、太平洋に面した雄大な海岸線、紀伊山地の深い山なみなどの豊かな自然環境に恵まれ、熊野古道や日本書紀に記されている花の窟神社に代表される歴史的、文化的資源が豊富です。地域の将来像を「健康長寿」と「集客交流」、言葉を換えれば「癒しとふれあい」に求め、地域のポテンシャルを引き出していくべきであると考えています。それには、そこに暮らす人々、訪れる人々に対し、癒しを与える美しい景観を提供することは大切なことのひとつです。

このため、熊野生活創造圏の自然環境と風景を損なうことのないよう、その特性を醸し出す広告景観を創出するため、屋外広告物について、形状、色彩等の規制及び指導等を行うものです。

(2) 基本的事項

ア 屋外広告物は、景勝地の雰囲気や視界を阻害するものでないこと。

イ 屋外広告物の大きさは、必要な範囲において最小であること。

ウ 屋外広告物の色彩及びデザインは、それぞれの地域性を尊重したものとすること。

4 屋外広告物沿道景観地区掲出基準(案)の概要

(1) 美観風致維持基準

この基準は、三重県屋外広告物条例(昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。)第8条の2第3項第1号の規定により定め、次のものについては、同条例施行規則(昭和41年三重県規則第59号)別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。

ア 禁止地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の5分の1以下

(イ) 屋上広告 一面の表示面積は、15平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ5メートル以下

(ウ) 広告板 表示面積は、一面につき10平方メートル以下

(エ) 広告塔 表示面積は、一面につき5平方メートル以下

(オ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下

カ のぼり、旗 禁止(条例第6条第3項第1号に掲げる広告物から、のぼり、旗は除くこととします。ただし、自家用広告物で表示面積の合計が3平方メートル以下であり、かつ他の自家用広告物と合わせた表示面積の合計が10平方メートル以下のものはこの限りではありません。)

イ 許可地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の3分の1以下

(イ) 屋上広告 一面の表示面積は、25平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの2分の1以下かつ10メートル以下

(ウ) 広告板 表示面積は、一面につき25平方メートル以下

(エ) 広告塔 表示面積は、一面につき12.5平方メートル以下

(オ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下

カ のぼり、旗 禁止(条例第6条第3項第1号に掲げる広告物から、のぼり、旗は除くこととします。ただし、自家用広告物で表示面積の合計が3平方メートル以下であり、かつ他の自家用広告物と合わせた表示面積の合計が10平方メートル以下のものはこの限りではありません。)

ん。)

ウ 許可地域の一般広告物

(ア) 壁面広告 表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下
表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ります。
地は緑色、文字等は白色に限ります。

(イ) 突出広告 同上

(ウ) 屋上広告 同上

(エ) 広告板 同上

ただし、道路管理者の許可を受けて、道路上に道路標識の様式に準じ設置されたものはこの限りではありません。

(オ) 広告塔 同上

カ サイン・ポール 同上

キ のぼり、旗 禁止

エ 禁止地域の管理広告

表示面積は、一面につき3平方メートル以下

のぼり、旗の使用は認めません。(条例第6条第3項第2号に掲げる広告物から、のぼり、旗は除くこととします。)

(2) 景観形成指導基準

この基準は、条例第8条の2第3項第2号の規定により定めるもので、条例第8条の3第4項により尊重しなければなりません。

ア 広告物の共通基準

(ア) 野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等低花木の植栽を施すこと。

(イ) 広告面の色彩は、無彩色及び3色程度とし、補色を極力避けること。

(ウ) 広告物表示面に、地場製品の素材等をできる限り使用すること。

(エ) 識別性の高い色彩を使用する場合は、明度及び彩度を下げること。

イ 禁止地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の10分の1以下

(イ) 屋上広告 一面の表示面積は、10平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの4分の1以下かつ5メートル以下

(ウ) 広告板 表示面積は、一面につき5平方メートル以下

(エ) 広告塔 表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下

(オ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

ウ 許可地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の5分の1以下

(イ) 屋上広告 一面の表示面積は、20平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ10メートル以下

(ウ) 広告板 表示面積は、一面につき10平方メートル以下

(エ) 広告塔 表示面積は、一面につき5平方メートル以下

(オ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

エ 禁止地域の管理広告

表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

オ 国・地方公共団体その他知事が指定する公共団体による公共的目的広告物

景観形成指導基準または美観風致維持基準に準ずること。

5 縦覧期間

平成13年1月12日から同月26日まで(土曜日及び日曜日は除く。)

6 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

7 縦覧場所

津市広明町13番地 三重県県土整備部都市計画課

熊野市井戸町371 三重県紀南県民局建設部

熊野市井戸町796 熊野市建設課
 御浜町大字阿田和6120 - 1 御浜町建設課
 紀宝町成川656 紀宝町建設課
 鵜殿村324 鵜殿村産業建設課

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

平成13年1月12日

三重県知事 北 川 正 恭

1 受付期間及び時間

平成13年1月24日（水）から同月31日（水）までの午前9時から午後4時30分まで。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった団地については、平成13年3月16日（金）まで随時申込を受け付けます。（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

2 受付場所

入居を希望する住宅の所在地を所管する各県民局建設部

3 募集する団地及び戸数

建設部名	団地名	戸数（優先戸数）
桑 名	川 成	1
四 日 市	笹 川	4（1）
	笹 川 第 2	1
	あ こ ず	4（1）
鈴 鹿	桜 島	3（1）
	高 岡 山 杜 の 郷	1
津	船 頭 町	1
	パ ー ル ハ イ ツ 西 丸 之 内	1
	江 戸 橋	1
	一 身 田	4（1）
	白 塚	7（2）
	白 塚（高齢者用）	1
	神 戸	1
	結 城	3（1）
	千 里	4（1）
	サンシャイン千里（特 公 賃）	1
久 居	新 町	1
松 阪	上 川 第 2	1
	大 黒 田	1
	和 屋	1

		五反田	1
伊勢		西豊浜	1
伊賀		服部	3(1)
		カサ上野	1
紀北		古江	2
紀南		オレンジハイッ御浜	1
合		計	51(9)

- (1) 表中の(優先戸数)は、母子世帯、老人世帯等が対象
- (2) 高齢者世帯向け住宅については、60歳以上の者がいる世帯が対象
- (3) 表中の(特公賃)は、特定公共賃貸住宅のことで、4の③の収入基準以上の収入を有する者を対象とする住宅です。

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族(婚姻予定者を含みます。)があるもの。(老人、身体障害者等については、特定の住宅に限り単身でも入居することができる場合があります。)
- (2) 三重県内に住所又は勤務先を有すること。
- (3) 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (4) 過去において県営住宅に入居していた者にあつては、当該住宅の家賃を滞納していないこと。

5 その他

詳細についての問い合わせは、三重県住宅供給公社住宅課又は各県民局建設部へ行ってください。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第59条の規定により公告します。

平成13年1月12日

三重県知事 北川 正 恭

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
箱・棚類A
ロッカー 200台(搬入、設置費等諸経費を含む。)
靴入れ 60台(搬入、設置費等諸経費を含む。)
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、知事が入札説明書(仕様書)で指定する特質等を有することとします。
- (3) 納入期限
平成13年3月30日(金)とします。
- (4) 納入場所
三重県立いなべ総合学園高等学校とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者でなければなりません。
- (2) 三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」という。)第60条第3項の規定による入札参加資格者名簿に登録されていることが必要です。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者でなければなりません。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)及び(2)に示す証明書等を平成13年1月30日(火)午後5時までに次の4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、入札説明書及び仕様書に示した物品と同等のものをもって入札に参加しようとする者は、当該入札説

明書等に示した物品と同等であることを証明する資料及び見本等をあらかじめ、平成13年1月23日（火）午後4時までに下記4の(1)の場所に提出し、審査を受けておかなければなりません。

また、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国（公社及び公団を含む。）県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、履行した実績の有無を示す証明書

(2) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局総務課用度・検査指導グループ 担当 葛原、平田

電話 059-224-2775

(2) 入札説明書（仕様書）の交付方法

4の(1)の場所で、平成13年1月12日（金）から同月30日（火）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）配布します。

(3) 入札書の提出日時及び場所

日時 平成13年2月5日（月）午前10時

場所 三重県津市栄町1丁目954 三重県民サービスセンター 5階 入札室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 4の(3)に同じとします。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うこととします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載することとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は契約希望金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

契約書を作成します。

(2) 入札の中止

天災その他止むを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は入札説明書によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により

公告します。

平成13年1月12日

三重県知事 北川 正 恭

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

三重県立いなべ総合学園高等学校 看護実習備品（搬入、組立て等諸経費を含みます。）（14種類29台）

(2) 購入物品の特質等

知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成13年3月30日（金）

(4) 納入場所

三重県立いなべ総合学園高等学校

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者でなければなりません。

(2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」といいます。）第60条第3項の規定による入札参加者名簿に登録されていることが必要です。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者でなければなりません。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)及び(2)の示す証明書等を平成13年1月25日（木）午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

提出された証明書等を審査の結果、当該物品を納入することができるものと認められた者に限り、入札の参加対象者としてします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年間に国（公社及び公団を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し納入した実績を有する証明書

(2) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し

4 入札手続に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局総務課教育施設・助成グループ 担当 笠井

電話 059-224-2950

(2) 入札説明書（仕様書）の交付方法

(1)の場所で、平成13年1月12日（金）から同年1月25日（木）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）配布します。

(3) 入札の日時及び場所

日時 平成13年1月31日（水） 午後2時30分

場所 三重県津市栄町1丁目 吉田山会館206会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又は代理人が行うものとしてします。ただし、代理人が入札する場合には入札前に委任状を提出するものとしてします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を持って落札金額としますので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当

する金額を記載することとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

キ 郵送による入札は認めません。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

契約書を作成します。

(2) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことが出来ないときは、入札を中止します。

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成13年1月12日

三重県知事 北川 正 恭

1 競争入札に付する事項

(1) 契約名称

齋宮跡地方拠点史跡等総合整備事業1/10史跡全体模型 野外模型製作業務委託

(2) 製作委託物品及び数量

建物模型（縮尺：1/10）

掘立柱建物 39棟（製作及び据付）

井戸及び井戸屋形 1棟（製作及び据付）

門 8棟（製作及び据付）

塀 11列（製作及び据付）

詳細は、入札説明書及び入札仕様書に定めるとおりとします。

(3) 製作委託物品の特質等

製作委託物品の性能等に関し、知事が入札説明書及び入札仕様書で指定する特質等を有することとします。

(4) 納入期限

平成14年1月31日

(5) 納入場所

多気郡明和町齋宮字宮ノ前、上園 齋宮跡地方拠点史跡等総合整備事業地内

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者としてします。

(2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」といいます。）第60条第3項及び第60条の2第4項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者としてします。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領及び三重県建設工事等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者としてします。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望するものは、次の(1)から(3)までに示す証明書等を平成13年2月1日(木)午後5時までに、4の(1)の場所に提出しなければなりません。

提出された証明書等を審査の結果、当該製作委託物品を納入することができるものと認められる者に限り、入札の参加対象者としてします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 入札説明書(仕様書)に示す模型製作を施工することができることを表す証明書
- (2) 過去10年の間に、博物館若しくは史跡公園又はこれらに準じる施設について、本件契約と同様の建物模型を製作した実績を表す書類
- (3) 「競争入札参加資格審査結果(登録)通知書」の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局生涯学習課文化財保護室
電話 059-224-2987

(2) 入札説明書(仕様書)の交付方法

入札説明会場で配布します。入札説明会以後は、4の(3)の場所で平成13年1月26日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)配布します。

(3) 入札説明会の日時及び場所

日時 平成13年1月23日(火) 午後2時
場所 三重県多気郡明和町竹川503番地 斎宮歴史博物館 2階 会議室

(4) 入札の日時及び場所

日時 平成13年2月9日(金) 午後2時
場所 4の(3)に同じ。

ただし、郵送による入札については、平成13年2月8日(木)午後5時までに、4の(1)の場所へ書留郵便で必着する必要があります。

(5) 開札の日時及び場所

4の(4)に同じです。

(6) 契約条項を示す場所

4の(1)に同じです。

(7) 入札の方法に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が代理人名義で入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載にあたっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は2回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した製作委託物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第

72条各号のいずれかに該当する者の提出しました入札書は無効とします。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be produce:
The structural model of the ancient structure of Japan (scale; 1 / 10)
Structure, 39 units
Well and house of well, 1 unit
Gate, 8 units
Woody fence, 11 units
- (2) Date and time for the opening bids and tenders:
The meeting for opening bids and tenders will begin promptly at 2:00 P.M. on Friday, February 9, 2001. If sending the tender by mail, it must be received by 5:00 P.M. on Thursday, February 8, 2001
- (3) Managing Authority:
Office of Cultural Preservation, Continuing Education Division, The Board of Education, 13 Komei-cho, Tsu City, Mie Prefecture 514-8570 Japan, Tel. 059-224-2987

正 誤

平成12年12月26日付け三重県公報号外に登載しました、公布された条例のあらまし中

ページ	行	誤	正
4	3～5	年額 496,000円	年額 496,800円

毎週火、金曜日発行
購読料（送料並びに消費税及び地方消費税含む。）
1 箇月 2,700円
1 箇年 32,400円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成13年1月12日発行
津市広明町13番地
三 重 県
印刷・販売 伊藤印刷株式会社
〒514-0027 三重県津市大門32-13
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862